

給実甲第 1 3 6 0 号

令和 7 年 5 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 3 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 2 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 2 条関係 1 （略） <u>2 第 1 2 号の「相当する採用試験」とは、平成 2 4 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日までの間に告知された刑務官採用試</u>	第 2 条関係 1 （略） （新設）

<u>験をいう。</u>	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)

以 上